

令和5年度 大田区  
特定子ども・子育て支援施設等の  
指導検査

運営管理編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

# 運 営 編

- 1 令和5年度からの変更・追加点について
- 2 保育に従事する者の数及び資格
- 3 保育室等の構造設備及び面積
- 4 非常災害に対する措置
- 5 健康管理・安全確保
- 6 利用者への情報提供
- 7 備える帳簿
- 8 不適切保育について

# 令和5年度の重点項目

- ア 職員配置基準に定める職員の数及び資格を満たしているか
- イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか
- ウ 消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか
- エ 安全計画を適切に策定・周知し、児童の安全確保に努めているか
- オ 通園のための自動車の運行については、ガイドラインに適合する児童の見落としを防止する装置を装備しこれを用いて児童の所在を適切に確認しているか

# 1-1 令和5年度からの変更・追加点について

## 安全計画の策定

※全園共通

観 点	基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"><li>• 安全計画が策定されているか。</li> <li>• 職員に対し、安全計画について周知されていない。</li><li>• 安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。</li> <li>• 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。</li></ul>	<p>施設の設定の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い、乳幼児の安全の確保に配慮した保育が実施されているか。</p> <p>職員に対し、安全計画について周知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に行われているか。</p> <p>保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。</p>

〔根拠法令等〕 指導監督基準7(8)

# 概要

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)」において保育所等については、**令和5年4月1日より**安全に関する事項についての計画を各施設において策定することが義務付けられた。

参照「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（事務連絡 令和4年12月15日）

## 安全計画では…

- 保育所等の設備の**安全点検の実施**に関すること
  - 保育士等の職員や児童に対し、**保育施設内での保育時**はもちろん、**散歩等の園外活動時**や、保育所等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合における**バス等での運行時**など施設外での活動、取組等においても、**安全確保ができるために行う指導**に関すること
  - 安全確保に係る取組等を確実に行うための**職員への研修や訓練**に関すること
- これらなどを計画的に行うためのものであることが求められる。

## 保育所等は

- ◆安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検や、園外活動等を含む保育所等での活動、取組等における職員や児童に対する安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること。（具体的な安全計画のイメージについては、「保育所安全計画例」などを参考の上で作成すること）
- ◆安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をすべきか」を「保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと
- ◆以上の一連の対応を実施することをもって保育所等における安全計画の策定を行ったこととすること

## 施設長等は

- ◆実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施しなければならない
- ◆利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を入園時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない
- ◆PDCAサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難先等)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 園外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難 訓練等 ※1						
その他 ※2						

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者

(3) 職員への研修・講習（園内実施・外部実施を明記）

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

--

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

--

## 保育所等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例

実施時期	取組内容
年度始め ※取組が不十分の場合は速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園内外の安全点検に関する年間スケジュールを定める</li> <li>・リスクが高い局面や緊急時の行動マニュアルを策定(見直し)し、職員間に共有、必要に応じ、掲示すること</li> <li>・各種訓練(災害・救急対応・不審者対応・119番通報)の実施に関する年間スケジュールを定める</li> <li>・自治体を実施する年間の研修を把握し、参加スケジュールを確認する</li> <li>・職員の採用時等の研修機会確保のため、オンライン研修等の手段をあらかじめ把握する</li> <li>・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する</li> <li>・児童への交通安全を含む安全指導のため、地域の関係機関とも連携し、年齢別の指導方法を定める</li> </ul>
6月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水遊び・プール活動のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す</li> </ul>
11月頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・降雪時等の屋外での活用のマニュアルを職員に再周知・共有するとともに、必要に応じてマニュアルを見直す</li> </ul>
随時 ※職員の採用時又は児童の入園時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の採用時等にオンライン研修等の受講機会を設ける</li> <li>・保護者に園での安全対策を共有するとともに、家庭内での安全教育の実施を依頼する(再掲)</li> </ul>
事故発生時 ※ヒヤリ・ハット事案含む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生した事案の分析と再発防止策を検討し、安全点検やマニュアルに反映するとともに、職員・保護者に周知する</li> </ul>

# 1-2 令和5年度からの変更・追加点について

## 自動車使用時の安全確保

※全園共通

観 点	基本的な考え方
・点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。	児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しているか。

### ★POINT★

バスだけでなく、3列編成の自動車も対象となります。

# 2-1 保育に従事する者の数及び資格

## 《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

### 職員配置基準

0歳児	3人につき1人以上
1、2歳児	6人につき1人以上
3歳児	20人につき1人以上
4歳児以上	30人につき1人以上

例えば…

0歳児が6名、1、2歳児が9名いる保育施設の場合、必要な保育従事者数は4人となる。

※必要数の算出は年齢別に小数点1桁（小数点2桁以下切り捨て）目までを算出し、その合計の端数（小数点1桁）を四捨五入する。計算結果が1の場合であっても複数配置が必要。

年齢	人数	配置基準	計算	合計
0歳児	6人	÷3	2.0	3.5
1、2歳児	9人	÷6	1.5	
※四捨五入				4人
必要な保育従事者数				

### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号イ
- ・指導監督基準1(1)

## 2-2 保育に従事する者の数及び資格

### 《保育に従事する者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

### 職員配置基準

◆原則として、施設内の開所時間について常時2人以上

※ただし、保育士、看護師（保健師・助産師を含む。）又は家庭的保育研修修了者である場合は、乳幼児の数が3人以下までは1人の配置可

#### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第2号イ(2)
- ・指導監督基準1(2)

## 2-3 保育に従事する者の数及び資格

### 《保育に従事する者の有資格者の数》

(1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設)

◆下記のいずれの場合においても、保育従事者の必要数の3分の1以上が有資格者であるか。

- a 月極契約入所児童数に対する数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数に対する数  
※有資格者の算出に当たっては、小数点1桁を四捨五入

#### 〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士又は看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者をいう。

ただし、有資格者の取扱において、准看護師は、有資格者としてみなしていない。

#### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号イ(2)
- ・指導監督基準1(1)

## 2-4 保育に従事する者の数及び資格

《保育に従事する者の有資格者の数》  
(1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設)

◆ 1人以上の有資格者がいるか。

〔有資格者の考え方〕

有資格者は、保育士、看護師(助産師・保健師を含む。)の資格を有する者又は家庭的保育研修修了者をいう。

※准看護師は、有資格者としてみなしていない。

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第2号イ(2)
- ・指導監督基準1(2)

# 3-1 保育室等の構造設備及び面積

## 《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設）

◆下記のいずれの場合においても乳幼児1人あたり1.65㎡以上確保されているか。

- a 月極契約入所児童数
- b 月極契約入所児童数に時間預かりの数を加えた入所児童数

### 〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

## 《乳児と幼児の保育場所の区画》

◆乳児（おおむね1歳未満児）と幼児の保育場所は別の部屋が望ましいが、部屋を別にできない場合は保育を行う場所を区画し、安全性が確保されているか。

### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ロ(2)
- ・指導監督基準2(1)

## 3-2 保育室等の構造設備及び面積

《保育室の面積》（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設）

◆乳幼児の保育を適切に行うことができる広さ（9.9m<sup>2</sup>以上）が確保されているか。

〔考え方〕

保育室の面積とは、当該保育施設において、保育室専用として使用できる部屋の面積（ロッカー等置いてある場合はその分の面積は除く）。調理室や便所、浴室等、保育室以外の部屋及び区画は含まない。

【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第2号ロ(1)、(2)
- ・指導監督基準2(2)

# 4-1 非常災害に対する措置

## 共通事項

### 《非常口の設置》

◆火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、2か所2方向で適切に設置されているか。

## POINT !

以下の点に注意してください。

- ※2か所2方向に非常口があり、それぞれの非常口に通じる階段が必要（出入り口が2か所、階段も2か所必要であること。）
- ※保育室等を1階に設ける場合や、屋上に屋外遊戯場を設ける場合等においても2方向の避難経路を確保することが必要
- ※非常口の周辺に家具や用具を置いて、設備機能を妨げないようにすること

### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(1)
- ・指導監督基準3(3)

## 4-2 非常災害に対する措置

### 共通事項

《非常災害に対する具体的な計画（消防計画）の策定》

#### 【全施設】

◆非常災害に対する措置として、

具体的な計画＝消防計画が作成されているか。

※消防法上、収容人員（防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数をいう。建物全体で判断する。）が30人以上の施設については、消防計画の作成及び届出の義務がある。

※届出した消防計画の内容に変更の必要がある場合は、変更届の提出を行うものとする。

#### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(2)
- ・指導監督基準3(2)
- ・消防法8条、消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条

## 4-3 非常災害に対する措置

### 共通事項

《避難消火等の訓練の毎月1回以上の実施》

◆訓練を毎月定期的に実施されているか。

※消火活動もしくは避難誘導等の実地訓練を毎月1回以上実施することが原則

※実施した場合には必ず記録に残すことが必要

#### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号ハ(3)
- ・指導監督基準3(2)
- ・消防法施行令第3条の2第2項

# 5-1 健康管理・安全確保

## 共通事項

《職員の健康診断》

◆職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施されているか。

《検便》

◆調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施されているか。

《医薬品等の整備》

◆必要な医薬品その他の医療品が備えられているか。

最低限必要なもの：① 体温計

② 水まくら

③ 消毒液

④ 絆創膏類

【関係法令等】

・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(4)、(5)、(6)

・指導監督基準7(4)、(5)

## 5-2 健康管理・安全確保

### 共通事項

#### 《安全確保》

◆事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っているか。

例：施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置が無い。

◆不審者の施設への立入防止などの対策や緊急時における乳幼児の安全確保する体制を整備しているか。

例：囲障はあるが、施錠等が不十分

◆事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、消防署等が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練（119番通報等の訓練）を定期的の実施しているか。

### POINT !

※救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいるか。

※関係機関への緊急通報訓練が1年に1回実施されているか。

【関係法令等】

・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(11)、(12)、(13)、(14)

・指導監督基準7(8)

# 6-1 利用者への情報提供

## 《施設及びサービスに関する内容の掲示》

### 共通事項

◆以下の事項が見やすい場所に掲示されているか。

- 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- 建物、その他の設備の規模及び構造※（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設のみ）
- 施設の名称及び所在地     事業を開始した年月日     開所している時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更が生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及び理由
- 入所定員                     保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 職員に対する研修の受講状況
- ※1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の場合は、「設置者及び職員に対する研修の受講状況」
- 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時等における対応方法                     非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項
- 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別（受けたことがある場合には、その命令の内容を含む。）

#### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(19)
- ・指導監督基準8(1)

## 6-2 利用者への情報提供

### 共通事項

《サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付》

◆以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。

- ①設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ②当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ③施設の名称及び所在地
- ④施設の管理者の氏名及び住所
- ⑤当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ⑥保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ⑦提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ⑧利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

#### 【関係法令等】

- ・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(20)
- ・指導監督基準8(3)
- ・運営基準第55条

# 7 備える帳簿

## 共通事項

◆以下の必要な帳票等が備えられているか。

※保育における必要な帳票等は別資料（保育のスライド）参照

指導監督基準項目	帳票等の名称
3（2）	消防計画、避難消火訓練記録
7（4）	職員健康診断記録、検便結果記録
8（1）	施設・サービス内容の掲示
9（1）	履歴書、資格証明書（保育士証等）、労働者名簿（採用年月日がわかるもの）、雇用契約書（就業規則）、勤務表（ローテーション表）、出勤簿（タイムカード）（勤務実績がわかるもの）、賃金台帳
9（3）	施設平面図

※以下の書類は労働基準法の関係からも整備が必要

□労働者名簿（労働基準法第107条）

□賃金台帳（労働基準法第108条）

□雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

### 【関係法令等】

・支援法施行規則第1条第1項第1号へ(22)

・指導監督基準9(1)、(2)、(3)

・運営基準第61条第1項

## 8 不適切保育について

昨年度、バスの置き去りや不適切保育に関するニュースが全国的に報道されました。今一度、保育の在り方を点検してください。

### 令和4年度に発生した事故・不適切保育

令和4年9月	バスの置き去り	送迎バス内に5時間置き去りにされた3歳児が熱中症で死亡。
令和4年11月	不適切保育	3～5歳児クラスで保育士2人による不適切保育。 (額を指ではじく、ベッドを揺さぶる)
令和4年12月	不適切保育	保育士として働いていた女性3人が6月にそれぞれ園児に暴行を加えた疑いで12月逮捕。
令和5年1月	不適切保育	保育士2人が園児の腕や脚をつかむ不適切保育が判明。園児が別の園児の髪の毛をつかんだ際、保育士がその手をたたいたりするなどの行為もあった。
令和5年2月	不適切保育	複数の園児に対し、頭や頬を叩くなど不適切保育をしていた。